

様式 4 附属機関等概要

附属機関等名 (庶務担当課)	埼玉県いじめ問題調査審議会 (生徒指導課)	
設置年月日	平成26年3月27日	
設置根拠等	いじめ防止対策推進法第14条第3項 執行機関の附属機関に関する条例 埼玉県いじめ問題調査審議会規則	
委員定数・任期	6人以内・2年	
職務内容	いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）の定めるところにより、県立学校における重大事態（当該県立学校による調査が困難であるものに限る。）その他地方いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関する事項を調査審議する。	
公開・非公開 の別	公開	ただし、出席した委員等の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。
令和7年度の 活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	【第1回】 開催日：令和7年10月22日（水） 場 所：オンライン 議題等：県立学校事案について 【第2回】 開催日：令和7年11月4日（火）～11月10日（月） 場 所：書面審議 議題等：県立学校事案について （関連する資料の再検証） 【第3回】 開催日：令和7年12月22日（月） 場 所：オンライン 議題等：県立学校事案について 【第4回】 開催日：令和8年3月31日（火） 場 所：オンライン 議題等：県立学校事案について	